

# あたたかいご寄付をありがとうございました

この寄付金を寄付金税控除の控除対象寄付金としてお住まいの市町村へ（所得税の寄付控除の適用を受けるため確定申告書を提出する方は税務署へ）申告することにより、住民税の寄付金控除の適用を受けることができます。

（令和5年5月受付分） \*印は寄付者の意向により金額不記載

## 【金銭寄付】

### <福祉推進のために>

*島田観光（株）様（常盤町）	○匿名様（大通西）	23,552円
○社交ダンスの会「ウィーヴ」様（花月町）	14,500円	

### <故人が生前お世話になったため>

○齊藤 満様（末広町）	10,000円	○永原 雅晃様（末広町）	20,000円
○故金山 ハル子様（端野町）	20,000円	○加藤 美代子様（端野町）	20,000円
○田中 正様（留辺蘂町）	10,000円	○藏重 アイ子様（留辺蘂町）	10,000円